

# Q & A

## Q … 実習は、どの様に変更されたんですか？（精神保健福祉学科）

A … まず、実習時間が90時間から210時間になりました。加えて、精神科医療機関での実習が必須（90時間以上）となり、それとは異なる機能を持つ、障害者福祉サービス事業所等2ヵ所での実習が必要となりました。但し、社会福祉士の方で、相談援助実習を修めている方は、申し出により60時間の免除があります。なお、精神科医療機関での実習は必須で、免除対象にはなりません。

## Q … 基礎科目は新しくなったんですか？（精神保健福祉学科）

A … 2008年度までにご入学された方と、2009年度以降そして、2012年度以降ご入学の方では、13・14ページにお示ししている様に変更されています。詳しいことは、ご卒業された大学等にお尋ね下さい。

## Q … 教育訓練給付金制度は使えますか？

A … 社会福祉学科通信制・精神保健福祉学科ともに一般教育訓練給付金の指定講座となっています。給付の対象になるかどうかはご自身でハローワークにお問い合わせください。

## Q … 入学試験はありますか？ また、選考方法はどのように行いますか？

A … 試験は小論文により行います。選考は、その他提出頂いた書類を加味して総合的に判断します。

## Q … 実習は自分の住んでいる近くでできますか？ 時期はいつ頃ですか？

A … 実習は、原則として事前に当学院と予め契約を交わしている施設・機関等で、厚生労働省に登録している所に限られますので、お近くに実習先がない場合もあります。しかし、ご希望があれば、新たに実習先として登録できる可能性もありますので、お早めにお申し出ください。なお、実習は優れた実習指導者のいる機関にお願いしていますのでご安心ください。また、実習時期と時間数については、社会福祉学科は10月1日から翌年6月30日までの間に180時間以上です。精神保健福祉学科は7月1日から1月31日までの間に210時間以上の実習を行って頂きます。

## Q … 実務経験がまだ1年に満たないんですが、実習は必要ですか？

A … 2017年3月31日までに、1年以上の実務経験年数を満たす予定という証明ができれば実習は免除されます。この場合、出願時に「実務経験見込み証明書」を提出して頂き、実務経験年数を満たした時点で職場の証明権者の証明を受けて提出してください。その際に必要な書類は「実務経験証明書」及び「実務経験申告書」になります。但し、退職等により1年以上という規定を満たすことができなくなった場合や、「実務経験証明書」及び「実務経験申告書」の提出がない場合は、実習は必要となりますので十分ご注意ください。

## Q … 福祉系の大学で、履修した科目があるんですが、科目は読み替えられますか？

A … 社会福祉学科及び精神保健福祉学科では科目の読み替えがあります。申請に基づき、履修科目の教育内容を審査し、総履修時間の2分の1を超えない範囲で科目の読み替えをおこないます。ただし、経過年数によって読み替えができないこともあります。詳細は24ページの⑦をご覧ください。

## Q … 指定施設とはなんですか？

A … ここでいう「指定施設」とは、入学資格のところで厚生労働省が「相談援助業務に従事した」と認める施設等ということで、これが実務経験として認められる「指定施設」となります。

## Q … スクーリングに欠席したり、レポート提出や実習等ができなかったらどうなりますか？

A … 精神保健福祉学科の場合、履修が完了できなかった科目のみ翌年度履修ができます。社会福祉学科の場合、当該年度中の他のクラスのスクーリング日程に振り替えることも可能です。レポートについては、翌年度履修できます。その場合は、入学時と同様の学費ではなく、欠席したスクーリングの再履修費（1,000円）をご負担いただきます。テキストが変更された場合は各自で購入していただきます。